

8 管理運営

[現状の説明] (「評価の視点」 8-1 から 8-6)

(管理運営体制等)

8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。

「神奈川大学大学院学則」の規定に基づき、大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために設置されている大学院委員会を規定する「神奈川大学大学院運営規程」と、法務研究科の円滑な運営を図ることを目的として、「神奈川大学大学院法務研究科規程」が定められている。

法務研究科委員会には、委員会を代表としてその運営に当たり議長として委員会の議事を司る研究科委員長と、その職務を補佐する運営委員が 3 名（そのうち 1 名は実務家教員）おかれている。

8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。

大学院学則第 8 条により設置されている法務研究科委員会は、意思決定機関として、教員人事・教育課程・修了認定及び学位授与等の重要議題を審議・決定する。研究科委員会で決定された事項のうち、全学に及ぶ事項については、教学の最高決定機関である大学院委員会において審議・決定がなされる。教員人事及び規程の改廃等については、さらに、理事会での審議・承認を以って最終決定となる。

(添付資料 8「神奈川大学大学院法務研究科規程」第 2 条第 2 項、「神奈川大学大学院学則」第 8 条第 4 項)

(法科大学院固有の専任教員組織の長の任免)

8-3 法科大学院固有の運営管理を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。

「神奈川大学大学院法務研究科規程」第 3 条にもとづき、本研究科委員長は本研究科委員会において互選される。互選は、委員の半数以上が出席する委員会において行うものとし、有効投票の過半数を得た者が当選者となる。任期は 2 年である。この手続きに従い、適切に研究科委員長を選任している。

なお、委員長の罷免についての規定はなく、これまで、罷免の例もない。

(関係学部・研究科等との連携)

8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。

本研究科は専門職大学院として本学では独立した設置形態になっているため、管理運営上、他の学部・研究科等との連携・役割分担については、制度上は特段の考慮を必要とはしていない。

しかし、法学系組織間の円滑な関係を築くため、法学部及び大学院法学研究科との間で、「法学系学部・大学院協議会に関する申し合わせ」にもとづき、定期的に「法学系学部・大学院全教員集会」を開催するなどして、管理運営にかかる情報交換をはかっている。また、当該申し合わせに従い、2007 年 4 月から、法学部・大学院法学研究科・法務研究科の執行部を構成員とする協議の場（「法学系学部・大学院協議会」）を持ち、管理運営面でもより適切な連携を図る体制整備を強化している。法学部との間では、適切な教員人事配置について検討も行っているが、これは、「専門職」附則 2 により、法学部の専任教員の必要数に算入されている教員の兼任状態解消のためにとりわけ重要なものと位置づけてきた。

このほか、法学研究所との関係では、本研究科全専任教員が同研究所の所員でもあることから、他の所員と同様の資格でその意思決定に参画している。

(財政基盤の確保)

8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。

本研究科の教育研究活動の環境整備は、開設 2 年目（2005 年 4 月完成）に横浜キャンパス内

に法科大学院棟（24号館）を建設し、その充実を図った。法科大学院棟の総工費は、8億3,700万円であったが、単年度収支を圧迫しないよう2004年度から第2号基本金へ先行組入れ（5億円）を行うなど計画的な資金繰りにより施設の整備を行った。館内は、ロー・ライブラリー、資料作成室、講義室、演習室、法廷教室、リーガルクリニック室、大学院生研究室、パソコン演習室、教員研究室等で構成され、e-Learningシステム等のIT環境も整備し、双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができるしくみとなっており、開設以来教育研究活動に有効に活用されている。

2012年度における法科大学院の経常的な予算は、3,000万円であり、そのほか、設備充実・更新や学生の教育支援（アカデミック・アドバイザー）等を目的とした特別予算3,400万円、図書館予算では、法務研究科教員研究用図書費980万円、教員に対する個人研究費1人当たり30万円、国内学会出張旅費、海外学会等出張旅費が予算措置されており、教育研究活動を担保する予算は、充実しているといえる。

また、学生の修学支援として、1934年から実施している伝統のある給費生制度を拡充し、法科大学院には、「米田吉盛教育奨学金神奈川大学法科大学院給費生規程」を2003年に制定し、採用者には年間100万円を支給しているほか、給付型の奨学金としては、学業成績、人物共に優秀でかつ経済的に困難がある学生を対象とした神奈川大学修学支援奨学金、卒業生からの寄付を基金とし、その果実を一部原資とした村橋・フロンティア奨学金、寄付者の氏名等が冠となり、給付の条件を指定できる神奈川大学激励奨学金、卒業生団体の社団法人宮陵会からの寄付を原資とした宮陵会大学院給付奨学金などが設けられており、2011年度は、法科大学院生に対し総額で2,150万円の奨学金が給付されている。そのほか、貸与型の奨学金としては、社団法人宮陵会の宮陵会貸与奨学金などの制度がある。

環境整備のための財政基盤及び資金の確保については、大学院法務研究科の収支を独自に消費収支内訳表に展開して見ると、3億3,300万円の支出超過（2011年度決算）となっており、今後の収支見通しとしても、収入超過への転換は困難であることが予想される。しかし、法務研究科の設立は、神奈川大学が法学部を擁しかつ地域の総合大学として社会的役割を果たすためには、必要不可欠な研究科であるとの認識から、学校法人全体の収支を踏まえ、その一部として法務研究科を位置付けていることから、学校法人全体の財政基盤を確立することが、ひいては、法科大学院の財政基盤の確立及び資金の確保に繋がると考えている。

（特色ある取組み）

8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。

「法学系学部・大学院協議会」（8-4参照）を設置し、教育・研究における相互の協力関係の維持発展を図っている。また、全学組織との連携において、大学院委員会、大学院研究科委員長会議などの大学院関係会議への参画はもちろん、必要に応じて学部長会や教学評議会などの学部関係会議に出席して意見を陳述し、意思決定過程に参画している。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-1から8-6）

法科大学院の管理運営に関する規程は、法務研究科設置当初から整備され、適正に運用されている。

法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重について、上位の会議体においては、特段の事情がない限り、研究科の決定は尊重されたうえで、意思決定がなされている。

規程上も、その運用の実際においても、研究科の決定は尊重されており、問題はない。

委員長の選出には、本研究科専任教員としての資格を有することが実体的基準として内包されている。手続面も含め、選考基準は適切である。なお、委員長の選出は立候補による慣行化し、立候補者は抱負及び研究・教育歴等を記した文書を事前配付してきているが、これにより選考過程のいっそうの透明化・適正化が実現している。その一方で、長の罷免については規定化が必要である。

財政基盤の確保について、法科大学院の収支は、現状の支出超過の状況を脱することは、将来的にも困難が予想されるが、教育研究状況を見極め、経常的費用を見直すことにより、重点的に資金を再配分する必要がある。

また、法人全体の財政状況については、2011年3月に策定した中長期財政計画を踏まえ、将

来構想中期実行計画を遂行しつつ、計画的に特定資産の積み立てを行うなど、現状では財政基盤の安定が図られているところであるが、今後、帰属収入が頭打ちになることが予想される中、支出面についてはPDCAサイクルの徹底とスクラップ・アンド・ビルドの実践などにより経費の節減を図り、限りある財源を教育研究活動へ効果的に財源配分を図っていくことが課題である。

特色ある取組として特記されるのは、「法学系学部・大学院協議会」の機能と役割である。現在では、教育課程の編成など、3者の密接な協力関係が必要となる事項について実質的な連携を行うに至っている。さらに、同協議会主導のもと、本研究科又は法学部に設置される教員採用選考委員会に両組織の専任教員が相互に一定数(最低1名)配置されるようになっており、両者にとって有益な教員の採用が制度的に可能になっている。なお、本研究科の専任教員が特段の障害なくサバティカルをとることができているのも、同協議会を通して法学系組織間の信頼関係が維持されているからであると考えている。

また、本研究科委員長が学部関係会議に出席し意見陳述をできることは、本研究科の機能強化や学内のプレゼンスを明確にできるなどの長所がある。

[将来への取組み・まとめ] (「評価の視点」8-1から8-6)

法科大学院の管理運営、法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重共に、現在のところ、将来へ向け新たに取り組むべき特段の課題はないものと考えている。

本学には、学長(「神奈川大学学長辞任請求規程」)を除き、**長の罷免**について規定がないことから、全学的に歩調をあわせて罷免についての規定を整備していくこととする。

財政基盤を確保し、法科大学院教育の充実に資するため、今後とも必要に応じた財政措置を講じるとともに、一方では、経常的費用の節減に努め、財政収支上は現状維持もしくは多少でも支出超過が改善できるよう努めていく必要がある。

法科大学院を含めた大学間競争の時代を勝ち抜き、魅力ある教育・研究活動を実践していくためには、中長期財政計画を踏まえ、財政基盤の安定に継続して努めていかなければならない。収入の8割を占める学生生徒等納付金の確保はもとより、資産運用や補助金をはじめとする外部資金の獲得等により収入の増加に努めるとともに、経費削減に努め、引き続き健全な財政を維持する。

特色ある取組として、法務研究科、法学研究科、法学部の3者が今後も並存し、かつ有効な協力関係のもとに維持・発展するため「法学系学部・大学院協議会」の活動をさらに充実していく。また、説明会や講演会その他の広報活動を通じて、法学部のみならず他学部からの本研究科進学希望者を育成する環境を整備する。